

さまざまな事情によりひとりで子育てをしている方への支援を行っています。それぞれ手続きが必要となります。ご不明な点は担当窓口までお尋ねください。

生活支援・手当など

児童扶養手当

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

ひとり親家庭で児童と生計を同じくし、児童を監護している父・母又は養育者に支給します。
(18歳到達の年度末までにある児童又は20歳未満で一定の障がいの状態にある児童)

手当(月額)

奇数月に2か月分ずつ支給します。

- 第1子 45,500円～10,740円
- 第2子加算 10,750円～5,380円
- 第3子以降 6,450円～3,230円(児童1人につき)

※所得や条件により支給額が異なります。

必要なもの

- マイナンバーカード又は通知カードと身分証明書(運転免許証等)
- 請求者と児童の戸籍謄本
- 申請者名義の口座振込先が確認できるもの(通帳等)
- 年金手帳等基礎年金番号が確認できるもの

※必要に応じて提出する書類があります。

現況届

児童扶養手当を引き続き受給できるかどうか確認するために、毎年8月に現況届の提出が必要です。この手続きが行われない場合は、手当の支給が停止されます。

申請先

子育て・子育て支援課/各地域自治センター(丸子・真田・武石)(P24)

かげえのクイズ

もんだい かげとおなじかたちのどうぶつをさがしてみよう!



あひま



1



2



3



4

長野県母子父子寡婦福祉資金貸付金

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

ひとり親家庭等の自立を促すため、お子さんの就学等に必要な資金の貸付けを行います。この貸付制度は長野県が行っているものですが、上田市の方は子育て・子育て支援課が申請窓口になります。

貸付を受けたい方は、母子・父子自立支援員に事前にご相談ください。まず、貸付の概要をご案内いたします。

※貸付までにはお時間を要しますので、余裕を持って来庁してください。

※申請者の所得状況によっては連帯保証人が必要となります。

※個々の事情によっては貸付できない場合があります。

貸付金の種類

修学資金・修業資金各種学校・就学支度資金・技能習得資金・生活資金

医療介護資金・就職支度金・住宅資金・転宅資金・結婚資金・事業開始資金・事業継続資金

対象者

○20歳未満の子を扶養している母子・父子家庭の方

○20歳以上の子を扶養している寡婦の方等

※事前にご連絡のうえお越しください。

相談は複数回必要になります。

提出書類等については相談時にご説明します。

福祉医療費給付金

ひとり親家庭等の福祉医療費助成制度についてはP22をご覧ください。

自立支援

自立支援教育訓練給付金

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容 ひとり親家庭の父又は母が就労を目的とした教育訓練講座を受講し、修了した場合に給付金を支給します。

対象者 自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定等を受けている方

対象講座 雇用保険制度の教育訓練給付の指定講座(医療事務・介護職員初任者研修等)

支給額 受講費の6割(上限20万円)。ただし、教育訓練給付金受給資格がある方は差額を支給。教育訓練の制度によって上限は異なります。)

申請方法 事前の申し込みが必要です。

高等職業訓練促進給付金

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

母子家庭の母又は父子家庭の父が就業に結びつきやすい資格の取得を目的に、6か月以上養成機関に通う場合に、生活の安定を図るための給付金を支給します。

対象者

児童扶養手当の支給を受けているか、同等の所得水準の方

支給対象資格

看護師・准看護師・理学療法士・作業療法士・保育士・社会福祉士・介護福祉士

調理師・歯科衛生士等(通信制の利用可)

支給額

- ① 訓練促進給付金(月額): 市民税非課税世帯100,000円・市民税課税世帯70,500円
※養成課程の最後の12か月はそれぞれ4万円加算されます。
- ② 修了支援給付金: 市民税非課税世帯50,000円・市民税課税世帯25,000円

支給期間

- ① 修業期間中毎月(上限4年)
- ② 養成機関のカリキュラム修了時

申請方法

事前の申し込みが必要です。

高等学校卒業程度認定試験合格支援事業

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

学び直しのために高等学校卒業程度認定試験合格のための講座を受講した場合、受講費用の一部を受講開始時、修了時及び試験合格時に支給します。

対象者

自立に向けた計画(母子・父子自立支援プログラム)の策定を受けているひとり親家庭の親又は子

支給額(通信制の場合)

- ① 高等学校卒業程度認定試験講座開始時に4割(上限10万円)
 - ② 高等学校卒業程度認定試験講座修了時に1割(①+②で上限12万5千円)
 - ③ 修了から2年以内に試験に合格した場合1割(①、②の支給額と合算して上限15万円)
- ※通学併用の場合は上限が異なりますのでお問い合わせください。

申請方法

事前の申し込みが必要です。

そのほかの支援

公営住宅

問 市営・県営住宅への入居に関すること

長野県住宅供給公社上田管理センター ☎0268-29-7010

(被災等による市営住宅への一時的な入居相談:住宅政策課 ☎0268-23-5176)

内容 入居申込にあたり、抽選回数または倍率が優遇される制度があります。

対象 ひとり親世帯及び多子世帯等で一定の要件を満たす方

ひとり親家庭等子どもの生活・学習支援事業

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

様々な要因により、塾等に通うことができない小中学生を対象に学習支援を実施します。

対象者

児童扶養手当を受けている者と同等の所得水準にあるひとり親家庭の小学校5・6年生

申し込み

募集期間中に参加申込書を提出してください。

入学祝い品・卒業祝い品

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

小学校入学または中学校卒業を迎えるひとり親家庭の児童に、祝い品として図書カードをお送りします。

図書カードの額

小学校入学 1人3,000円 中学校卒業 1人3,000円

申し込み

上記へ電話でお申込みください。

交通災害遺児激励品

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

父又は母が交通事故や災害事故で死亡もしくは重度障がい者となった15歳までの児童に年1回図書カードをお送りします。

図書カードの額

1人5,000円

申し込み

上記へ電話でお申込みください。

母子生活支援施設

問 子育て・子育て支援課 ☎0268-23-5106

内容

18歳未満の児童を養育している母子世帯が入所できる児童福祉施設です。

児童福祉施設の中で母と子が一緒に生活できる唯一の施設です。

様々な事情により母子生活支援施設へ入所した母と子に対し、世帯状況に応じた日常生活における生活力の向上及び習得支援など、自立のための支援を行います。

入所負担金

所得に応じて月額負担(0円～)

申し込み

保護者からの申し込みが必要です。

相談窓口

母子・父子自立支援員

問 母子・父子自立支援員 ☎0268-23-2000

内容

ひとり親の精神的安定を図り、自立に必要な情報提供、相談支援等を行います。必要に応じて職業能力の向上及び求職活動に関する情報提供や支援機関等との連絡調整を行います。

場所

ひとまちげんき・健康プラザうえだ